

## 4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

### (1) 安定したゆとりある住生活の確保

#### ア 良質な住宅の供給促進

##### (ア) 居住水準の向上

国民が生涯を通じて快適で充実した住生活を営めるよう、その基盤となる住宅の質的向上が求められている。また、個人のライフスタイル

の変化に対応した住み替えを可能とするため、良質で豊富な住宅ストックの形成が重要となっている。

こうした考えの下、「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13年3月閣議決定、計画期間：13～17年度)においては、基本課題の一つとして、「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」を掲げている。これに基づき、高齢者等のニーズの多様性等に的確に対応し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及、社会福祉施設との併設の推進等の医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により、安定的で質の高い居住の確保を図っている。また、民間活力を活用し、高齢者が安心して居住できる住宅市場の環境整備を推進するとともに、既存の住宅ストックの活用を図りつつ、高齢者が居住しやすい住宅の効率的な供給を促進している。さらに、住宅性能水準を設け、特に高齢者等への配慮として、住宅のバリアフリー化の目標を設定している(表2-3-40)。

#### (イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫融資及び勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

#### (ウ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

高齢者世帯の増加に対応するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良

な賃貸住宅の供給の促進を図っている。

また、平成15年度には、高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度を創設した。さらに、大都市地域において、高齢者等の土地資産を活用し、良質な賃貸住宅の供給を図るとともに、高齢者等の安定的収入の確保に資するため、住宅金融公庫によるシルバー賃貸住宅融資を行っている。

### (エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

公共賃貸住宅の供給は、民間による賃貸住宅の供給を補完するものであり、公営住宅、公団賃貸住宅、公社賃貸住宅等それぞれの目的に応じた住宅の供給に努めている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的に整備が行われており、平成14年度末のストックは約218万戸となっている。

公団賃貸住宅は、大都市地域等においてファミリー向け賃貸住宅を中心として都市基盤整備公団が供給しており、平成14年度末の管理戸

数は約76万戸となっている。

公社賃貸住宅は、地方住宅供給公社により、地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、住宅金融公庫融資や地方公共団体融資等の資金を活用して供給されており、平成14年度末の管理戸数は約16万戸となっている。

また、既設公営住宅及び既設公団賃貸住宅について高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の改善を推進するとともに、特に老朽化した公共賃貸住宅については、居住水準の向上等を図るため、建て替えを計画的に推進している。

### (オ) 住宅市場の環境整備

ライフステージに応じた住み替えや買い換えを通じて既存住宅ストックを十二分に活用し得るような市場を整備するため、平成13年8月に策定した「住宅市場整備行動計画(アクションプログラム)」に基づき中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備に向けた施策を展開している。

表2-3-40 第八期住宅建設五箇年計画の目標

- |   |
|---|
| (1) 居住水準の目標                                   |
| 誘導居住水準(住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針)                 |
| 平成27年度を目途に全世帯の2/3(10年:約46%)                   |
| 平成22年度を目途に大都市圏の半数の世帯の達成(10年:約41%)             |
| 最低居住水準(健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準)              |
| 早期解消に努める(10年:約5%)                             |
| (2) 住宅性能水準                                    |
| 耐震性、防火性等住宅性能に係る水準を明示。特にバリアフリー化の目標を設定          |
| 平成27年度の住宅のバリアフリー化の目標                          |
| 「手すりの設置」、「広い廊下」、「段差の解消」を備えた住宅ストック:2割(10年:約3%) |
| 居住者の個別の事情に応じたバリアフリーリフォームがなされた住宅:2割            |
| (3) 住環境水準                                     |
| (4) 住宅建設戸数                                    |

資料:国土交通省

## イ 多様な居住形態への対応

## (ア) 持家における同居等のニーズへの対応

高齢者の多様な居住形態に対応した住宅供給を促進していく必要があるため、住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対して住宅建設購入資金の割増貸付けを実施するとともに、親の住宅を子が債務者となって建設する場合等に融資を行う住まいひろがり特別融資（親族居住型）、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施している。

## (イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録された賃貸住宅（登録住宅）に入

居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行うことにより、賃貸住宅の登録の促進を図っている。

## (ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公共賃貸住宅については、高齢者のニーズに対応するため、公営住宅において、高齢者世帯を優先入居の対象とする老人世帯向公営住宅を供給している。また、50歳以上の者については単身入居を認めるとともに、高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げることができるようにしている。

公団賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、募集時に当選率を優遇するとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている（表2-3-41）。

表2-3-41 公営住宅等の高齢者向け住宅建設戸数

| 年度    | 老人世帯向公営住宅建設戸数 | 公団住宅の優遇措置戸数       |     |        | 住宅金融公庫の割増貸付け戸数 |
|-------|---------------|-------------------|-----|--------|----------------|
|       |               | 賃貸                | 分譲  | 計      |                |
| 平成2年度 | 937           | 2,665             | 684 | 3,349  | -              |
| 3     | 1,109         | 2,014             | 608 | 2,622  | 21,498         |
| 4     | 1,324         | 2,088             | 221 | 2,309  | 27,934         |
| 5     | 2,178         | 2,096             | 217 | 2,313  | 57,795         |
| 6     | 1,438         | 1,658             | 796 | 2,454  | 80,365         |
| 7     | 2,032         | 2,532             | 572 | 3,104  | 20,593         |
| 8     | 1,941         | 3,146             | 442 | 3,588  | 55,951         |
| 9     | 1,563         | 3,198             | 485 | 3,683  | 38,689         |
| 10    | 2,057         | 3,143             | 571 | 3,714  | 34,832         |
| 11    | 2,333         | 4,349<br>(946)    | 531 | 4,880  | 11,831         |
| 12    | 1,476         | 8,265<br>(2,317)  | 212 | 8,477  | 4,951          |
| 13    | 1,216         | 10,333<br>(4,963) | 123 | 10,456 | 2,822          |
| 14    | 1,203         | 8,011<br>(3,169)  | 149 | 8,160  | 1,115          |

資料：国土交通省

(注1) 平成12～14年度の老人世帯向公営住宅建設戸数については実績見込みである。

(注2) 公団住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。

(注3) 優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

(注4) ( )内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5) 住宅金融公庫の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。

## ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

### (ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、高齢者が安心して住み続けることができるよう、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化の施策を積極的に展開している(表2-3-42)。

高齢者居住法に基づき、民間土地所有者によるバリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅の供給促進を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度や、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して住宅金融公庫等の金融機関が行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を設けている。

住宅金融公庫においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して

割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工事等を施した長寿社会対応住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行っている。

### (イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅(不良住宅密集地区の改良等による住宅)及び公団賃貸住宅について、段差の解消等の高齢化に対応した仕様を標準化しており、逐次仕様の充実を図っている。

この際、公営住宅、改良住宅の整備については、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について、補助の対象としている。公団賃貸住宅についても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

### (ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活を営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。このため、福祉施策との連携を図りつつ、高齢者向けの公的賃貸住宅の整備を積極的に推進している。

シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、LSA(ライフサポートアドバイザー:生活援助員)による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行って

表2-3-42 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の概要

#### 趣旨

・高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるような住宅の設計に関する指針を定めるもの。

#### 主な内容

- ・玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室等是可以る限り同一階に配置
- ・住戸内の床は、原則として段差のない構造
- ・階段、浴室、便所には手すりを設置、玄関、脱衣室等には手すりの設置又は設置準備
- ・通路、出入口は、介助用車いすの使用に配慮した幅員(通路78cm以上、出入口75cm以上)
- ・階段の勾配、形状等の安全上の配慮
- ・便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

資料：国土交通省

いる。平成14年度末現在、634団地、1万7,409戸を管理している。また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者居住法に基づく登録住宅についても、生活援助員の派遣に対し補助を行っている（図2-3-43）。

さらに、高齢者住宅対策など、地域特性に応じた住宅対策の目標、具体的施策の展開方針等を内容とする地方公共団体による住宅マスタープランの策定に対して補助を行っている。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まち

なかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備している（表2-3-44）。

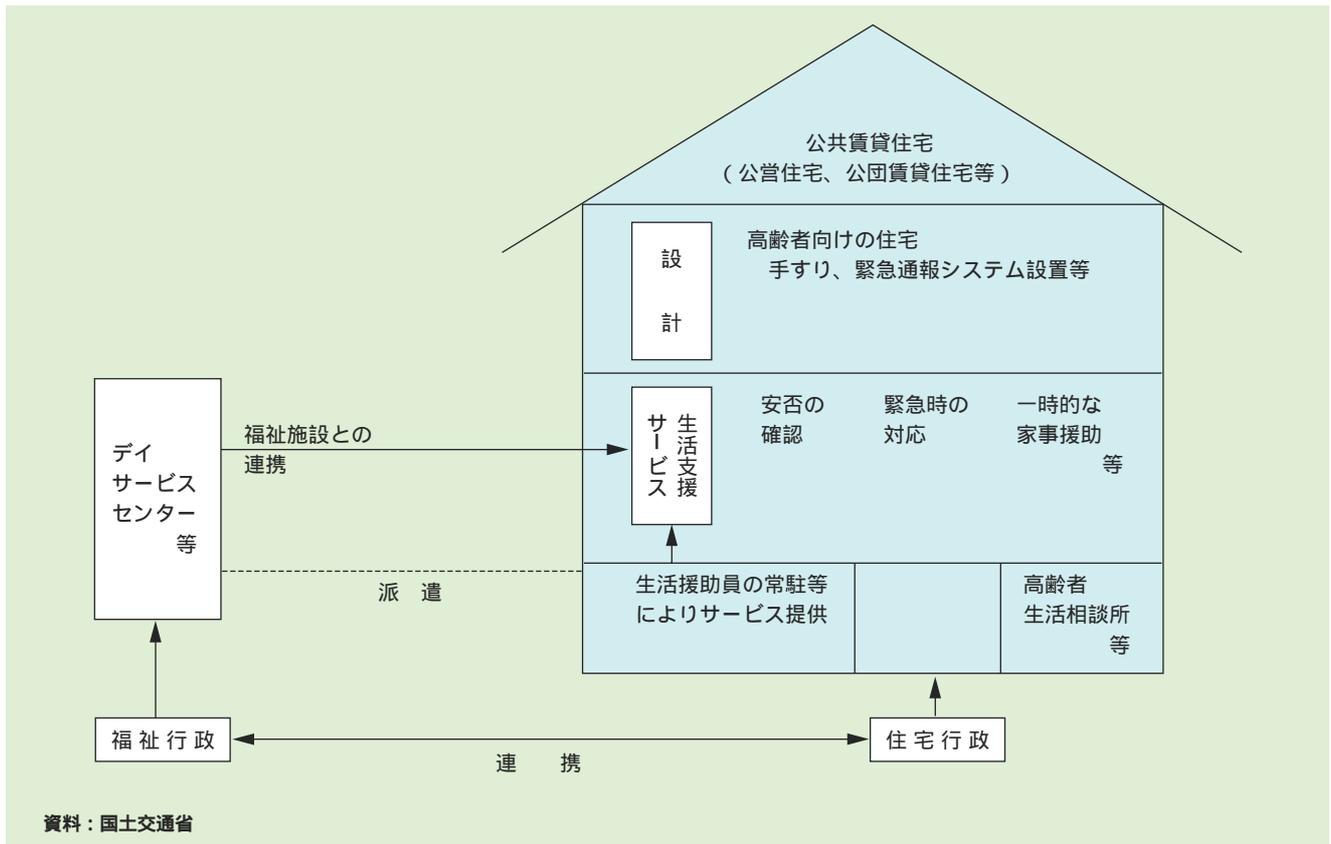
イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

高齢者の自立と社会参加の要請に対応するため、高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるよう、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善に向けて、様々な施策を講じている。

(ア) 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用

図2-3-43 シルバーハウジング・プロジェクトの概念図



資料：国土交通省

した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。）は、交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改造及び車両等の新規導入に際し、移動円滑化基準への適合を義務付けるとともに、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める制度を導入することを内容としている。

同法に基づき、バリアフリー化の目標や交通事業者等が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した、移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号）が策定されている（表2-3-45）。

交通バリアフリー法に基づく基本構想については、約500の市町村が作成を予定しており（平成16年3月31日現在）、これまでに、大阪府柏原市、神奈川県小田原市、愛知県名古屋市等119の市町村（基本構想数は127）において作成されたものを受理した（16年3月31日現在）。

### （イ）ガイドライン等の策定

公共交通機関の旅客施設、車両等について、バリアフリー化の望ましい内容を示し、交通事業者等がバリアフリー化を進める際の目安としてもらうことにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、旅客施設については、平成13年8月に策定した「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に基づきバリアフリー化を実施するとともに、本ガイドラインの検討過程において残された課題に対応するため、14年10月に「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」を策定し、同年12月には、視覚障害者誘導用ブロックに関するガイドラインを取りまとめた。

車両等については、平成12年12月に策定した「旅客船バリアフリー～設計マニュアル～」、13年3月に策定した「公共交通機関の車両に関するモデルデザイン」、15年3月に策定した「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」に基づきそれぞれバリアフリー化を進めた。このうちノンステップバスについては、16年1月に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設

表2-3-44 高齢者に配慮したまちづくりの総合的な推進

| 事業の名称                        | 事業の概要   |
|------------------------------|---|
| 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業 | 高齢者が地域社会の中で安心して生活できるよう、地方公共団体が行う高齢社会に対応した地域社会の形成に関する基本計画の策定を促進する。   |
| 人にやさしいまちづくり事業                | 高齢者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。  |
| バリアフリーのまちづくり事業               | 障害者や高齢者などの当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づき必要な既存公共施設の環境改善を実施し、併せてバリアフリー化された施設等の情報を提供することにより、すべての人々が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりの整備を図る。 |
| 共生のまちづくり推進                   | 地方公共団体が行う、高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための取組に対し、支援を行う。  |

資料：厚生労働省、国土交通省、総務省

した。

また、鉄道関係者は、平成13年10月に自主的な取組方針として取りまとめた「鉄道における総合的なバリアフリー化の推進に関する行動計画（アクション・プラン）」に基づき、鉄道における総合的なバリアフリー化に取り組んでいる。

さらに、歩行空間について、交通バリアフリー法に基づく道路の移動円滑化基準の具体的な考え方等を解説した「道路の移動円滑化整備ガイドライン（平成14年12月策定）」を踏まえ、バリアフリー化を推進している。

### （ウ）公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーター・エス

カレーターの設定等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している（表2-3-46）。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター・エスカレーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーターの設置について、税制上の特例措置を講じている。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行っているほか、ノンステップバス、リフト付バス、タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じている。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現す

表2-3-45 交通バリアフリー法に基づく基本方針に定められたバリアフリー化の目標

| バリアフリー化の目標   |         |  |
|--|---------|--|
| 1 旅客施設<br>2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の原則としてすべての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、<br>(1) 段差の解消<br>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備<br>(3) 身体障害者用のトイレの設置等のバリアフリー化を実施する。 |         |  |
| 2 車両等<br>2010年までに、以下のバリアフリー化を達成する。   |         |  |
| 車両等の種類   | 車両等の総数  | バリアフリー化される車両等の数  |
| 鉄軌道車両  | 約51,000 | 約15,000(約30%)  |
| 乗合バス車両   | 約60,000 | 原則として、10～15年で低床化された車両に代替<br>(うちノンステップバス 約12,000～15,000(20～25%) |
| 旅客船  | 約1,100  | 約550(約50%)   |
| 航空機  | 約420    | 約180(約40%)   |
| 3 一般交通用施設<br>重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までに移動円滑化を実施する。   |         |  |
| 4 2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。  |         |  |

資料：国家公安委員会、総務省、国土交通省

るため、低床型路面電車（LRT）の狭軌超低床化に関する技術開発を支援している。

**(エ) 交通バリアフリーのためのソフト面の取組**

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、だれもが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体

験・疑似体験等を内容とする「交通バリアフリー教室」を開催している。

また、駅等の旅客施設のバリアフリー化の状況を高齢者等が自宅からインターネットを活用して知ることができる「らくらくおでかけネット」の運用を行うとともに、全国の鉄軌道駅のバリアフリー化の状況を「らくらくおでかけ度一覧表」として公表した。

**表 2 - 3 - 46 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況**

(1) 旅客施設のバリアフリー化の状況（注1）

|           | 1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設数 | 平成14年度末       |               | 1日当たりの平均利用者数5,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数 | 平成14年度末身体障害者用トイレ |
|-----------|----------------------------|---------------|---------------|---------------------------------------|------------------|
|           |                            | 段差の解消         | 視覚障害者誘導用ブロック  |                                       |                  |
| 鉄軌道駅      | 2,739                      | 1,068 (39.0%) | 1,988 (72.6%) | 2,607                                 | 326 (12.5%)      |
| バスターミナル   | 45                         | 32 (71.1%)    | 26 (57.8%)    | 34                                    | 14 (41.2%)       |
| 旅客船ターミナル  | 9                          | 5 (55.6%)     | 4 (44.4%)     | 8                                     | 1 (12.5%)        |
| 航空旅客ターミナル | 22                         | 4 (18.2%)     | 8 (36.4%)     | 22                                    | 10 (45.5%)       |
|           |                            | (100%注2)      |               |                                       |                  |

(注1) 交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字。

なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5メートル以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は52.3%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は67.4%となっている。

(注2) 航空旅客ターミナルについては、身体障害者が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置はすでに平成13年3月末までに100%達成されている。

(2) 車両等のバリアフリー化の状況

|            | 車両等の総数 | 平成14年度末移動円滑化基準に適合している車両等 |
|------------|--------|--------------------------|
| 鉄軌道車両      | 51,136 | 9,922 (19.4%)            |
| 低床バス       | 58,424 | 8,095 (13.9%)            |
| うちノンステップバス |        | 3,835 (6.6%)             |
| 旅客船        | 1,116  | 23 (2.1%)                |
| 航空機        | 465    | 114 (24.5%)              |

(注) 「移動円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動円滑化基準への適合をもって算定。

(3) 福祉タクシーの導入状況

平成14年度末 3,276両  
(タクシー車両総数 263,282両)

資料：国土交通省

## コラム 6

## バリアフリー化への取組

平成7年1月の阪神・淡路大震災により、駅舎の倒壊など大きな被害を受けた兵庫県の阪急伊丹駅と周辺施設は、その再整備に当たり、障害者・高齢者を始めとする利用者代表らと交えた委員会の意見を取り入れることにより、だれにでも分かりやすく、使いやすいターミナルとして生まれ変わった。

伊丹市が駅施設の利用者に対して行った調査によると、全体の約8割の人が、駅前広場の施設や移動のしやすさが、震災前のものに比べて「良くなった」と答えており、とりわけ、身体障害者による段差、広さ、勾配や移動のしやすさの評価では、76.8%の人が「特に不便は感じない」と答えているなど、利用者からの評判はおおむね上々だ。

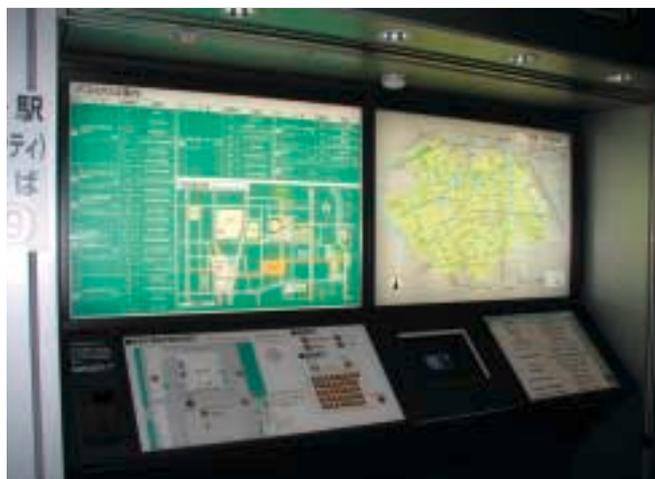
同市の職員によると、こうした調査結果や今後開催される委員会での意見を踏まえ、利便性の向上に向けた取組を更に進め、利用者の増加を促すことにより、復興のシンボルと位置付けられたこのターミナルを中心に、駅近隣の商店の振興など、地域の活性化にもつなげていきたいとしている。

(第1回バリアフリー化推進功労者表彰 内閣官房長官賞受賞)

## 段差を解消したプラットフォーム



## 音声案内・バス案内システムを備えた総合案内板



### (オ) 歩行空間の形成

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道等の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入、速度の抑制及び幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、携帯端末を用いて信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進し、高齢歩行者等の安全の確保を図っている。

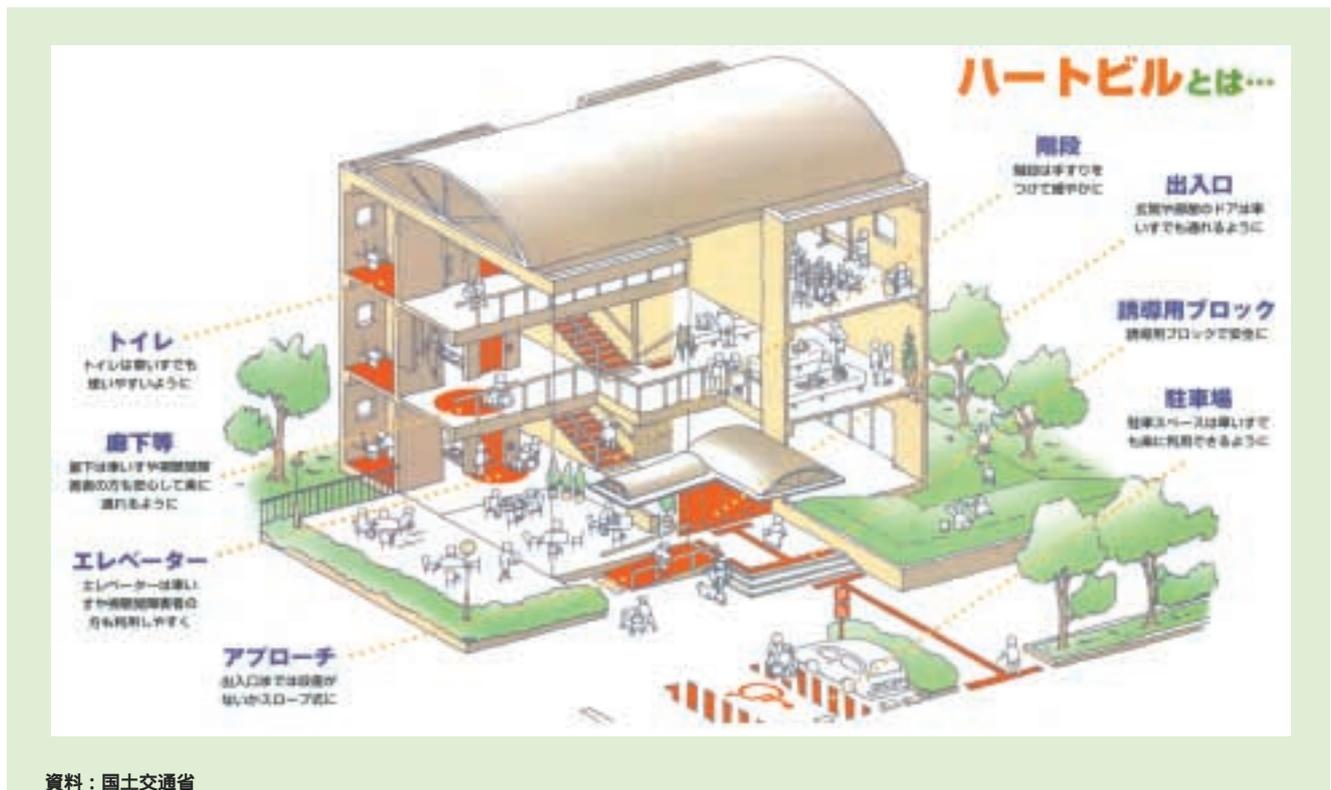
また、路側帯拡幅等による交通事故抑止対策実施要領を制定し、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備と車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策の実施に必要な事項を定めた。

また、住居系地区等において、通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」を形成するため、平成15年6月に意欲の高い42地区を登録し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施した。なお、15年12月から商店街にも対象を拡大して募集を実施している。

さらに、積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消雪施設等の整備を図っている。

そのほか、最先端の情報通信技術（IT）を

図2-3-47 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物のイメージ



資料：国土交通省

活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進した。

### (カ) 道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を行っている。

### ウ 建築物・公共施設等の改善

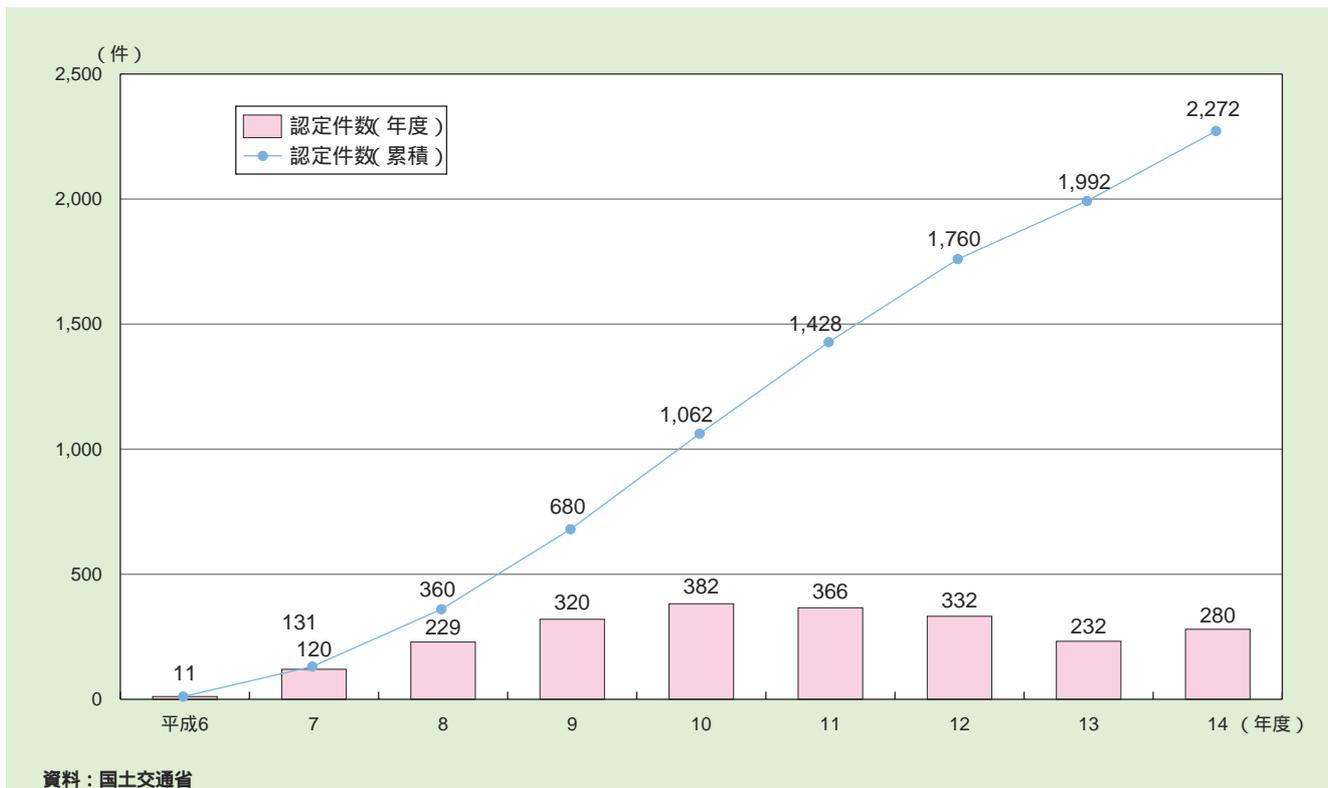
高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「ハートビル

法」という。）について、平成14年度に、一定の用途及び規模の特定建築物についてバリアフリー対応の義務付けの創設及び努力義務の対象の拡大、容積率特例制度を始めとする認定建築物に対する支援措置の拡大等を内容とする改正を行った。これに基づき、建築物のバリアフリー化を推進している（図2-3-47）。

ハートビル法に基づき認定を受けた建築物に対しては、補助、日本政策投資銀行等による融資及び税制上の特例措置を実施している（図2-3-48）。

官庁施設については、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、多機能トイレ、窓口業務を行う事務室の出入口への自動ドアの設置等による高度なバリアフリー化を目指した官庁施設の整備を実施している。また、既存官庁施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する一定規模以上の低層庁舎について、エレベーターの設置を積極的

図2-3-48 ハートビル法に基づく認定実績



に推進している。

## エ 福祉施策との連携

高齢者に配慮したまちづくりを一層効果的に推進していくため、福祉施策との連携を図りつつ、施策を展開している。

大規模な公営住宅の建て替えに際して、社会福祉施設等の併設を原則化しているほか、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行っている。

また、農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出、農園等との一体的整備を行っている。

### (3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

#### ア 交通安全の確保

「第7次交通安全基本計画」(平成13年3月中央交通安全対策会議決定、計画期間：13～

#### シルバーリーダーに対する交通安全講習会



17年度)「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」(15年3月交通対策本部決定)及び「社会資本整備重点計画」(15年10月閣議決定、計画期間：15～19年度)に基づき、高齢歩行者、高齢自転車利用者等の交通安全対策、高齢運転者の交通安全対策、市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者保護の強化を重点として、ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備、車両安全対策による歩行者保護等、交通安全教育及び広報啓発の徹底、高齢運転者に対する講習等の充実、他の世代の運転者に対する働きかけ等の対策を推進するとともに、高齢者交通安全指導員(シルバーリーダー)の資質向上と活性化を含め、地域社会、家庭、学校等における交通安全対策を推進している。

#### イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、痴呆症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体等と協力して推進している。

また、市町村が、痴呆性高齢者がはいかいた場合に早期に発見できる仕組みを活用して、介護に携わる家族に対する支援サービスを実施する場合等に補助を行っている。

また、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する啓発・広報、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談を行っている。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成15年度長寿社会対策パイロット地区」に指定し、これらの活動を強化した。

さらに、高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図り、その被害の予防に努めるとともに、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済に努めている。

## ウ 防災施策の推進

高齢者は、身体機能の低下などによって災害発生時に的確な行動ができずに犠牲となる危険性が高く、災害を被ると生活の建て直しが困難であるため、災害からの高齢者の保護は特に重要である。

「防災基本計画」(平成16年3月中央防災会議決定)においても高齢者等の災害時要援護者に配慮した防災対策を実施することとされており、病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策等を重点的に実施している。また、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を図っている。

「住宅防火基本方針」(平成13年4月消防庁策定)に基づき、高齢者等を中心とした住宅火災による死者の低減を目標とした広報・普及啓発活動等の住宅防火対策を推進している。さらに、平成15年には消防審議会等において新たな住宅防火対策について審議され、住宅用火災警報器等の設置の法制度化等を内容とする答申等が取りまとめられた。

また、本格的な高齢社会を迎え、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人福祉施設等以外の新たな高齢者居住施設(グループハウス、シルバーハウジング等)が増加していることを踏まえ、学識経験者、関係府省等からなる検討会において、既往施設との比較等を行い

つつ、これらの新たな施設等に対する防火安全対策の在り方について検討を行った。さらに、防災基盤整備事業の一つとして災害弱者消防緊急通報システムの普及に努めている。

## (4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

### ア 快適な都市環境の形成

だれもが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている。

### イ 活力ある農山漁村の形成

#### (ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づく「食料・農業・農村基本計画」(12年3月閣議決定)を踏まえ、各種対策の連携を図りつつ、高齢者の能力発揮のための高齢者農業活動支援施設等の整備などを行っている。

また、農村高齢者の農業関係活動や地域活動への取組を推進するため、都市の高齢者と農村高齢者が共に行う地域づくり活動及び都市部の住民が行う園芸活動への指導等、高齢者の自立的活動を促進している。また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動の企画運営者研修や指導者情報の提供などを行っている。

#### (イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の

確保に取り組んでいる。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行っている。

### (ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図っている。

また、高齢者福祉施策との連携を図りつつ、農山漁村における公共施設のバリアフリー化等の整備などを行っている。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性等に応じて整備した。

## 5 調査研究等の推進

「調査研究等の推進」については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

科学技術の研究開発とその活用は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発など各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。

### (1) 各種の調査研究等の推進

#### ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

痴呆、悪性新生物（がん）等の高齢期にかかりやすい疾患については、長寿科学総合研究事業等においてこれまで調査研究が行われてお

り、免疫不全症の治療法開発の進展、アルツハイマー病の早期確定診断法の開発、骨粗しょう症治療のガイドラインの作成等に関する研究が行われている。また、長寿医療の専門家で研究班を組織し、老年病の成因、診断、治療、予防等に関する基礎的、臨床的研究を推進している。

また、高齢者の死亡原因は、がん、脳血管疾患、心疾患が上位を占めており、高齢期の健康状態と生活習慣病や慢性疾患の予防・治療は深く関係していることから、これらに対する調査研究の推進が合わせて重要である。

このうち、がん対策については、「がん克服新10か年戦略（平成6年度～15年度）」に基づき、がんの本態解明の研究の充実、がん克服を主眼とした臨床や予防研究の重点的な推進を図っている。なお、今後のがん対策については、平成15年7年に、16年度からの新たな10か年の戦略として、「第3次対がん10か年総合戦略」を策定し、がんのり患率と死亡率の激減を目指して総合的対策の推進に引き続き取り組んでいくこととした。

また、生活習慣病や慢性疾患については、画期的・独創的な新薬の開発に向けて、創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業を行っている。

さらに、がん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、痴呆及び骨折については、ゲノム科学やタンパク質科学など先端科学を用いた治療技術・新薬の研究のほか、自己修復能力を用いた再生医療の実現のための研究等を行っている。

また、アルツハイマー病などの神経変性疾患や生活習慣病の克服に資する、関連遺伝子の探索や機能解明研究などを推進した。

さらに、平成15年度から、個人個人にあった予防・治療を可能とする医療（テーラーメイ